

令和 2 年 5 月 28 日

関係者各位

ftl ビジネス・スクール/ビー・ワーク

施設長 高原浩

緊急事態宣言解除後の対応原則について

平素より、当事業所の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

緊急事態宣言解除後、首都圏でも全面的に自粛要請を解除する県がでてきており、国民全体が、徐々に生活を取り戻しつつあるように見えます。ftl における訓練・支援形態につきましても、前回お知らせした通り、平常に戻していく方向になります。各担当から提示された出勤（通所）スケジュールに沿って、訓練を進めてください。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

小池都知事からの発表にもありました通り、東京都は、5 月 22 日に 3 段階のロードマップを策定し、その後改訂した方針を踏まえつつ、5 月 26 日以降、学校、博物館や美術館、図書館などを対象とした「ステップ 1」の緩和を実施しております。今後、ステップ 2 としてスポーツジムなども緩和される見通しになっているようです。

一方、ftl のような社会福祉事業は、一般的な業種とは社会の中における位置づけが大きく違います。国の定めるところとしても、本来、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定されていません。また、都のロードマップにおいても、ステップ 0 の段階であっても規制の対象にはなっておりません。しかし、これまでは、感染爆発の瀬戸際という状況下にあったため、市区町の許可を得ながら、在宅訓練を取り入れた特別な運営をしてきました。そのような形で、職員・利用者が一丸となって協力し合った結果、感染症流行の第 1 波を凌ぐことができました。今後は、第 2 波の到来を想定しつつも、皆さんの本来目的である就労自立に向けての支援を進めていかなければいけない段階になります。

特に、在宅支援の割合が高かった利用者の皆さんにおかれましては、訓練の進捗状況が甚だ不十分な状態になっております。既に、一部の利用者につきましては、生活リズムの崩れや働く力（ftl 流には、“気質の体力”と言います）の低下が懸念される状態も見受けられます。これらは、緊急事態宣言解除に合わせて、即座に対応していかなければならない課題であると考えます。

緊急事態宣言解除後の市区町における対応については、在宅訓練の可否も含め、まだまだ見通しがたっておりません。しかし、ftl としては、皆さんの就労意欲や現実に対応する

力の維持向上に向けて、訓練支援のスタイルを以下の原則で決めて行くことにしました。
基本的には、東京都が示すロードマップの段階に合わせる形をとります。

- ステップ0 在宅支援を積極的に取り入れた、感染拡大防止に重点をおいた運営
- ステップ1 出勤（通所）形態を原則にし、初期的には短めの訓練時間から開始し、終日働ける状態を作って行くことに重点をおいた運営

東京都によりますと、現在はステップ1の段階です。今後、ステップ2へと進むのか、ステップ0に戻るのかは、誰にも断言できない状況です。したがって、ftlの行動原則としては、地域におけるもっとも確実な情報として示される東京都の情報に沿って定めることとします。

利用者の皆さんにおかれましては、ステップ1以降、可能な限り「新しい生活様式」を意識しつつ、一般社会に適応できる力をつけていかなければいけません。特に、就労移行支援を利用している皆さんについては、厚生労働省の指示により、利用期間を最大1年延長することが認められる可能性があるとはいえ、この時期に基礎が整わないと致命的になってしまう場合もあります。そのようなことをできる限り避けていくために、ftlでは、「ゆっくり急ごう（フェスティーナレンテ）」の精神で、確実に就労自立に近づけるように支援をしていきたいと思えます。

なお、やむを得ない事情による個別的な配慮につきましては、これまで通り検討のうえ対応いたしますので、個別にご相談下さい。また、6月中におきましては、引き続き、自家用車等を利用した家族の送迎による出勤も認めます。必要な方は、その旨を担当にご連絡ください。

以上

<参考資料>

緊急事態宣言の解除で何が変わるの？

これからの社会経済活動

これから社会経済活動では、何が変わるのでしょうか。5月25日に、政府が更新した基本的対処方針には、以下のように記載されています。

"一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる"

また、内閣官房新型コロナウイルス対策推進室長からの各都道府県知事宛の事務連絡（5月25日付）では、7月末に向けて段階的な緩和スケジュールが示されています。さらに、このお知らせの冒頭にもあるとおり、東京都においても、具体的な業種が細かく書き込まれた、緩和に関するロードマップが示されています。

今後は、地域の流行状況を評価しながら、緩和を進めることが重要です。自治体は地域の感染状況に応じて、速やかに対策や体制を切り替えることが求められます。

制度面で変わる事

次に、制度面では何が変わるのでしょうか。緊急事態宣言の解除で、特措法32条以降に定められた、対象都道府県が緊急事態措置を行う権限が無くなります。たとえば、以下のような権限や義務です。

- ・都道府県知事が、期間と区域を定めて外出自粛要請を行う権限
- ・都道府県知事が、施設やイベントの使用制限を要請・指示する権限
- ・市町村が、対策本部を立てる義務

しかし、特措法に基づく政府対策本部は残るため、緊急事態措置以外の部分は引き続き有効です。今後は状況に応じて、都道府県知事が、特措法24条9項に基づき「必要な協力の要請をすることができる」という権限を使いながら、地域の対策を行なっていくことになります。

また、流行状況によっては、再び緊急事態宣言が発令されることもありえます。

ルールを守って、ガードは下ろさないことが大切

レストランや施設が再開したり、イベントも小さなものから行われたり、街には人が戻ってきたりするでしょう。楽しい社会生活を徐々に取り戻しつつも、どこかで警戒する心

は忘れずに。少し辛抱しつつ、感染対策を生活の中に織り込んでいきましょう。

今後は、医療や公衆衛生の仕組みをいかに維持していくかということと、さらなる「大波」が来た場合に備えたプランを考えることも大切です。

全体として、新型コロナに雇りにくい、新型コロナが拡がりにくい社会、そして雇っても安心して医療が受けられる社会を、みんなでつくっていく必要があります。

参考：コロナ専門家有志の会 <https://note.stopcovid19.jp/n/n203b653b4345>

